

旭川市病後児保育事業委託業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年11月8日

旭川市長 今 津 寛 介

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係

電話 0166-25-9106

FAX 0166-26-5722

e-mail kodomojigyo@city.asahikawa.lg.jp

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

旭川市病後児保育事業委託業務

### (2) 業務内容

別紙「旭川市病後児保育事業業務仕様書」のとおり

※令和7年3月31日までを受託者の準備期間とし、業務の引継ぎや支援員等の確保、支援員等への研修、事務所設置等の運営体制の確立などを行うものとする。

### (3) 定員 1日当たり3名とする。

### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 市内の小児科を有する医療機関又は保育所、事業所内保育事業、小規模保育事業又は認定こども園を運営する法人で次の条件をいずれも満たすこと。

(2) 市内に病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所、認定こども園において本事業のための専用室を設置することができる。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登載されている者は、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。それ以外の者にあっては、同要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者で

ないこと。

- (6) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和6年1月8日（金）から令和6年1月19日（火）日まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、次のアドレスのホームページからのダウンロードにより交付する。

旭川市ホームページ URL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

ホーム→事業者向け→入札・契約→入札・契約情報→委託・賃貸借

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年1月19日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

エ 提出書類作成時の留意事項

参加表明書等については返却しない。また、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

##### (2) 参加資格要件の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年2月2日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

#### 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

##### (1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受託候補者の特定

旭川市病後児保育事業委託業務に係るに係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、必要がある場合は、企画提案時に示された見積金額を上限として、当該仕様書等の内容を変更するものとし、決定した仕様書等に基づく見積書を徵取し、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否

要する。

### (4) 支払条件

3月毎の後払いとする。

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行ないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しない。
- (7) 詳細は実施要領等による。